

### 郵政民営化の仕組み

丹羽 由夏

130年続いた官業郵政事業が民営化される。日本郵政公社は、日本郵政株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社、郵便事業会社、郵便局会社と独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の6つに分離することになる。郵貯簡保の完全民営化への過程は移行期間10年、準備期間も加えれば12年という超長期であり、民営化の仕組みは、非常に複雑である。しかし、具体的には、まだ決まっていないことが多く、どのような会社になっていくのか、「承継計画」や郵政民営化委員会の動向には注目が必要である。

#### はじめに

郵政民営化関連法案は10月11日に衆議院本会議で可決され、続いて14日に参議院本会議で可決され成立した。これによって2007年10月の民営化に向かって準備が進められていくことになる。本稿では、郵政民営化関連法及び民営化準備室公表の資料を用いて、郵政民営化の仕組みを紹介する。さらに、後半で郵政民営化について、ポイントを整理する。

#### 郵政民営化関連法とは

郵政民営化関連法といわれているのは、郵政民営化法、日本郵政株式会社法、郵便局株式会社法、郵便事業株式会社法、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の6法である。郵便貯金銀行および郵便保険会社は一般の商法に基づく株式会社になる。

同法案は、2005年7月に衆議院で可決され、8月の参議院で否決された。その後、郵政民営化を民意に問うとした9月11日の衆議院議員選挙で自由民主党が圧勝し、10月の成立となったわけである。

#### 郵政民営化関連法にみる民営化

以下では郵政民営化によって設立される組織、仕組みについて紹介する。

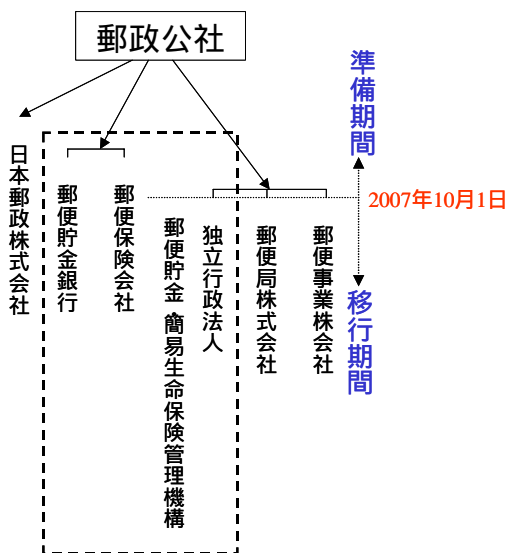
郵政民営化は、3つの時期にわけて整理することができる。2007年9月30日までの準備期間、2007年9月30日までの移行期間、2007年10月1日以降の完全民営化である。

最初の準備期間において、内閣に郵政民営化推進本部が設立される。郵政民営化推進本部は、民営化の総合調整を行うとされており、本部長は総理大臣、副本部長に内閣官房長官、郵政民営化担当大臣、金融担当大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣がつく。さらに、同本部の下に郵政民営化委員会が06年4月1日に設立される。郵政民営化委員会は、有識者5名からなり、任期は三年、民営化の進捗状況に関する見直し等について、主務大臣に意見を述べる役割をもつ。見直しとは、衆議院において修正が行われた点の一つであり、検証から見直しとされた。見直しとは、検証した上に、何らなかの改善策、修正をするという意味が加わったと説明されている。民営化委員会は、移行期間中の郵貯銀行等各会社の業務拡大を判断する役割ももち、非常に

重要性の高い組織になると考えられる。

さらにこの後、郵政公社が6つの組織に分割されていくことになる(図参照)。図の6つのなかで、まず、準備期間に日本郵政株式会社が設立される。同社は郵政民営化の準備企画会社としての役割をもち、続いてできる郵便貯金銀行、郵便保険会社、郵便局株式会社、郵便事業株式会社の持株会社となる。また、日本郵政株式会社には経営委員会が設置され、この経営委員会が「承継計画」を策定することになる。は、移行期間中に及びの全株式を処分する義務を負っている。

図 郵政公社の分割



注) [ ] は貯金・保険関連

郵便貯金銀行と郵便保険会社は、2007年10月以前にあらかじめ設立されるが、銀行としてあるいは保険会社としてのみなし免許が与えられるのは07年10月1日となる。さらに07年10月1日に独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、およびが設立される。

金融業務を受け継ぐ ~ は郵政公社時

代の旧契約と07年10月以降の新契約を勘定として分け、前者をが、後者の貯金(移行期間開始時点で通常貯金と振替分は新勘定になる)を、保険をが保有するという分けがなされる。は旧契約が終了した時点で消滅する法人である。貯金は定額貯金が10年満期であるため、最長で10年後(2017年)には完全に消滅する。保険商品においては終身保険もあり、完全に旧契約が消滅するまでには長い期間を有する。

郵便局株式会社は、窓口会社であり、郵便事業会社、およびとから業務委託を受けることになる。

### 郵政民営化のポイント

以下では、テーマごとに民営化のポイントを整理する。

#### (1)金融のユニバーサルサービスについて

今回の郵政民営化に対する国会審議の中で最も長く議論されたテーマである。郵政民営化反対者の多くが、将来的に地域に金融サービスを受ける場所がなくなってしまう可能性を主張した。この点について、郵便貯金銀行には金融のユニバーサルサービス注)を義務づけるようなことはしていないが、以下の4つの対応で、実態的に金融のユニバーサルサービスが維持できると考えられている。

注) 全国あまねく公平かつ安定的にサービスを提供すること。

#### 拠点の確保

郵便局株式会社法の第5条に郵便局の全国設置義務を規定している。過疎地等について郵便局は設置基準が省令で定められることになり、その設置基準とは、現在のネットワークの水準を維持、地域住民の需要に適切に対応することができるように設置、全ての市町村に1つ以上の郵便局を設置、

交通地理上の条件を勘案して容易に利用できる位置に設置という内容になることが予定されている。これによって現状の拠点(郵便局)は確保されると解されている。

#### 長期的な代理店契約

郵便貯金銀行は、07年10月1日時点で、移行期間をカバーする長期的な郵便局会社との代理店契約があり、窓口が確保されていることが「みなし免許」が与えられる条件となっている。これによって実態的に金融のユニバーサルサービスが確保されると考えられている。

#### 社会地域貢献基金の存在

仮に採算の悪化等で、一部の郵便局で金融サービスが提供できなくなるような場合は、日本郵政株式会社内に積み立てられた社会地域貢献基金からコストの補てんを受けることで、当該郵便局を維持することができる。但し、郵便局会社以外の者による実施が困難である場合という条件つきであり、他の民間金融機関によってサービスが維持されていれば、適用されない。

社会地域貢献基金とは、社会貢献と地域貢献の二つの役割をもつ基金であり、1兆円(超過して2兆円まで)積み立てられることが計画されている。社会貢献とは、第三種(心身障害者団体が発行する定期刊行物)と第四種郵便(盲人用の点字、録音物等)を対象としたもので、前者で50億円、後者で10億円を想定し、社会貢献基金からその実施に必要な資金が受けられる。地域貢献とは、金融サービスが全国あまねく実施されることであり、120億円が想定されている。120億円の内訳は、赤字郵便局を2000局として、一局あたりの赤字額600万円を乗じたものである。計180億円は、1

兆円の基金(金利1.8%の場合)の運用益によって賄われる。2兆円まで積み上げられるのは、過去の最低金利0.9%を想定したときに180億円の額を、基金を取り崩すことなく運用益で補てんできるように考えられたためである。同基金の積立原資は、  
と の株式売却益、配当収入、預金保険料相当額納付金注)である。

注)旧勘定に区分された貯金は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構から郵便貯金銀行に特別預金として預けられ、同銀行は特別預金の預金保険料見合い分を日本郵政株式会社に納付することになっている。

#### 株の持ち合い

日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行、郵便保険会社の株式は2017年には100%処分されることになっているが、その後郵便局会社等が一定程度保有することも可能であり、一体化した経営ができることになる。

以上のような4つの枠組みで、金融のユニバーサルサービスが提供されるように対応されている。

## (2) 雇用について

現在、郵政公社には常勤の職員が26万人、非常勤を加えると38万人が雇用されている。これは、全公務員数の1/4に相当する数である。

07年10月1日に、国家公務員の身分を離れて各会社の職員になる。郵便貯金・簡易生命保険管理機構は独立行政法人であるが、非特定型となるため、職員は非公務員となる。裁判書類などの特別送達や内容証明などの配達業務を行うものに関しては、新しい公的資格が付与される予定になっている。これによって「みなし公務員」とな

ることが想定されている。

具体的に各新会社への帰属は、前述の「承継計画」で決められることになっている。

### (3) 株式の保有と処分について

日本郵政株式会社の株は 1/3 が一般会計、2/3 を国債整理基金特別会計が保有し、1/3 程度になるまで売却していく予定である。つまり、この売却予定の 2/3 の株式は国債整理基金特別会計に帰属しているため、国債の償還財源（約 5 兆円相当が見込まれている）に充てられる。

郵便貯金銀行と郵便保険会社の株式は持株会社である日本郵政株式会社が保有するが、移行期間中に完全に処分しなければならない。この処分とは完全売却を意味しているのではなく、処分信託などの活用も可能であると説明されている。郵便局会社と郵便事業会社の株は 100%、日本郵政株式会社が保有する。

### (4) 銀行代理店について

郵便局株式会社は、郵便貯金銀行から業務を委託されることになる。つまり銀行代理店となるわけである。今国会では、銀行法の代理店制度について改正が行われる見通しである。この改正は郵政民営化の経緯と直接はリンクしていないが、郵便局株式会社への郵貯銀行の代理店契約は、銀行代理店制度の改正が前提になっている。従来、銀行代理店は銀行 100% 子会社に限定し、兼業が禁止されていたが、今回の改正で協同組織金融機関や民間事業会社が銀行代理店となることできるようになる。例えばスーパー、コンビニ、自動車ディーラーなどが代理店として銀行業務ができるようになる。これは既存の民間金融機関にとって店舗チャネルの再構築が可能となる大きな変

革である。

簡易郵便局に関しては、郵便局株式会社が業務委託をしているので、郵便貯金銀行からの業務委託は、再委託となる。これについては、復代理の設置を禁止しないような形で対処されることになる。

他方で、新しい郵貯銀行および郵便生命保険会社が新規に店舗をもつことは否定されていない。

### おわりに

以上、見てきたとおり郵政民営化への過程は非常に複雑で、長期にわたる。まだ具体的に決まっていなかったことが多いのも事実である。例えば、ATMの保有主体、職員の新会社への配置方法なども未定で、準備会社としての役割をもつ日本郵政株式会社の経営委員会で決定する「承継計画」を注視していかなければならない。さらに、移行期間中は、郵政民営化委員会の意見により業務の拡大（新規業務、預金上限の撤廃等）が進行していくので、同委員会の動向には特に注意が必要である。

現在最大の注目点の一つは、郵便貯金銀行の姿であろう注)。我が国最大の貯金量を誇る郵便貯金の民営化は、相反する 2 つの懸念が提示されている。一つは、現状、運用ノウハウの蓄積がない郵貯銀行がうまく収益をあげていけるのかという不安、他方で、預貯金の 1/4 を占める巨大な銀行の出現により、逆に公平な競争が阻害される可能性が出てくるのではないかという脅威論である。どのような郵便貯金銀行が誕生していくのかは、前述のとおり「承継計画」と郵政民営化委員会の今度の議論次第である。

注)「郵便貯金銀行のビジネスモデル」金融市場 05 年 10 月号参照